いざという時、きちんとつかえるように
日ごろからＡＥＤを点検しましょう！

いざという時に、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日ごろから点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日ごろの点検が、大事な命を救います。

［日常点検での確認事項］

インジケーターの確認

ＡＥＤには、正常に働くかどうかを示すためのインジケーター※が付いています。
日常点検する際には、インジケーターの表示を確認しましょう。
※ＡＥＤの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル※を付けましょう。
表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。
※製造・販売会社から提供されます。

［問い合わせ先］

製品名	製造･販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック アイパッド シーユー	日本 CU メディカル システム株式会社	AED コールセンター 0120－910－256	http://www.japan-cu.com
カルジオライフ	日本光電工業 株式会社	保守受付センター 0120－233－821	http://www.aed-life.com
ライフパック	フィジオコントロール ジャパン株式会社	お客様センター 0120－715－545	http://www.physio-contorol.jp
ハートスタート	株式会社フィリップス エレクトロニクスジャパン	AED コールセンター 0120－802－337	http://www.philips.co.jp/ AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	AED コールセンター 0800－222－0889	http://www.ak-zoll.com
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア 株式会社	AED カスタマー サポートセンター 0120－401－066	http://www.aed.omron.co.jp

〈ＡＥＤの設置施設公表制度について〉

高岡市における救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置施設の拡大を図り、その施設を把握して公表及び表示することで、市民への理解を深めて周知することを目的に実施しています。
ＡＥＤを適切に管理し、いざという時に役立たせていただくために、ＡＥＤの製造・販売会社に維持・管理についてご相談ください。

ＡＥＤの点検、ポイント！

おすすめ管理方法（継続的な点検が大切です）

☆　設置管理者と点検担当者を決めましょう。
　・ＡＥＤを設置したら、日常的な点検を行う点検担当者を決めましょう。
☆　ＡＥＤのインジケーターの表示を日常的に確認しましょう。
　・インジケーターの確認は見るだけ！（数秒で確認できます。）
　・日々の作業のなかにインジケーターの確認作業を入れると効果的です。
　　（トイレの清掃、出社時、出入口の開錠時など日々の作業と同時に確認を行う）

サポートサービスの活用を！

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、ＡＥＤの管理自体を委託することも可能です。

提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細はお持ちのＡＥＤの製造・販売会社にお問い合わせください。

［サポートサービスの例］

●ＡＥＤに自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動的に送信。
製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。

●購入者や設置者は、ｗｅｂサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

製造・販売会社からのハガキやメールを確認しましょう！

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせがくることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることもあります。

日ごろからハガキやメールのお知らせを確認し、交換用部品が届いたら速やかに交換しましょう。

耐用期間の確認

ＡＥＤ本体の耐用年数は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用年数はＡＥＤの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

廃棄や譲渡する時は必ず連絡

ＡＥＤは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。

そのため、設置しているＡＥＤを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。

高岡市消防本部

警防課救急救助係　TEL　０７６６－２２－３１３３
FAX　０７６６－２２－１９９４
e-mail keibo@city.takaoka.lg.jp